

新型コロナウイルス感染症に関する 緊急事態宣言が発令されました

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避け ましょう!

①換気の悪い
密閉空間



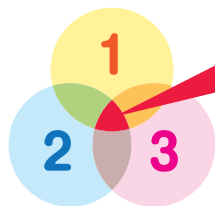
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

(出典：首相官邸HPより)

4月7日、政府より新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が発出され、大阪府からは外出およびイベント開催の自粛・各施設の使用制限などの要請がなされました。

本市におきましては、公民館などの公共施設を、原則として5月11日まで休館・休業し、市主催のイベントなどにつきましても、原則として5月11日まで開催を自粛しております。また、小・中学校につきましても、5月6日まで臨時休業となっております。(4月13日現在)

市民のみなさんにおかれましては、医療機関への通院や食材の買い出し、職場への通勤など、生活維持に必要な場合を除き、外出自粛をお願いいたします。また、お祭りや式典、講演会など、規模や場所にかかわらず、イベント開催の自粛をお願いします。

手洗いや咳エチケットなどの更なる徹底とともに、「密閉」「密集」「密接」という「3つの密」を避けることはもちろん、引き続き不要不急の外出を控えていただくなど、命と健康を守るためにご理解ご協力をよろしく申し上げます。

とりわけ、以下の取組みは避けていただくよう、お願いします。

⚠️ 接客を伴う飲食店や夜間の繁華街への外出はお控えください

・専門家の分析において、至近距離での会話など、接客を伴う飲食の場で感染したと疑われる事例が複数確認されています。

⚠️ できる限り多人数で集まることを避けましょう

・海外からの帰国者との集まりなどから感染拡大につながっている事例が確認されています。
学生コンパなど多人数で集まることは避けましょう。
・また、大規模イベントについては引き続き自粛をお願いします。



⚠️ 屋内での大声を出す、息があがる行為を避けましょう

・カラオケなどで大声を出す行為や、スポーツジムなど息があがる運動時に、感染が拡がるおそれがあるとの専門家の指摘があります。

**爆発的な感染拡大(オーバーシュート)を避けるための努力を
府民の皆さままで一丸となっていましょう**

詐欺に気をつけましょう

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意ください！

新型コロナウイルスを口実に、市役所などの行政機関職員をかたった電話や、自宅を訪問しようとする悪質な事例が増えてきています。「行政から委託を受けている」と言って自宅を訪問しようとする業者からの電話には応じないようにしましょう。

また、マスクの入手が困難な状況に便乗した不審なマスク販売広告メールに関する情報が寄せられています。心当たりのない送信元から怪しいメールやSMSが届いても、反応しないようにしましょう。

不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、悩まず「泉佐野市消費生活センター」に相談しましょう。

問合せ 消費生活センター (☎469-2240)

おもな問合せ先・コールセンター

- 大阪府 緊急事態措置コールセンター
☎06-4397-3299 Fax06-4397-3295
(平日午前9時～午後6時)
- 新型コロナ受診相談センター
☎06-7166-9911 Fax06-6944-7579
(午前9時～午後5時45分)
- 生活支援臨時給付金(仮称) コールセンター
☎03-5638-5855 (平日午前9時～午後6時30分)
- 【一般的な問合せ先】
- 厚生労働省
フリーダイヤル ☎0120-565653 (午前9時～午後9時)
- 大阪府専用電話
☎06-6944-8197 Fax06-6944-7579 (午前9時～午後6時)
- 泉佐野市コールセンター
☎072-463-1212 (代表・平日午前9時～午後5時)

※状況は変化しますので、詳しくは泉佐野市ホームページ「新型コロナウイルス関連情報」をご覧ください。

最新の情報は、泉佐野市ホームページ「新型コロナウイルス関連情報」(<http://www.city.izumisano.lg.jp/corona/>)をご覧ください。



QRコード

各種支援制度など (令和2年4月13日現在)

「新型コロナウイルス感染症対策」として、下記の支援制度がご利用いただけます。

- 妊婦へのマスク配付(健康推進課) ※下記の記事を参照してください。
- 令和2年度 個人市・府民税申告期間の延長(税務課)
- 納税困難者の市税の徴収猶予・換価猶予(税務課)
- 届出期間を経過した者に関する簡易裁判所への失期通知及び過料について(市民課)
- 水道料金・下水道使用料の支払いに関する相談(上下水道局 ☎467-2800)
- 生活福祉資金特例貸付制度(社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会 ☎464-2259)
- 中小企業・小規模事業者支援について(まちの活性課 ☎469-3131)

※支援制度については随時情報を更新していますので、市のホームページをご覧ください。

ご支援ありがとうございました

ご支援をいただいた皆様に対しまして、厚くお礼申し上げます。

【マスク寄贈】

- 中国上海市徐匯区(友好都市)
- 中国四川省成都市新都区(友好都市)
- 中国山東省威海市(友好都市)
- 中国重慶市武隆区
- 大松商事合同会社 三好 仁 様
- 株式会社平善 代表取締役 平松善久 様
- 株式会社久堀組 代表取締役 植林義人 様
- THE PREMIUM HOTEL IN RINKU 支配人 岡本清志 様
- 日王株式会社 代表取締役 鄭 志偉 様
- 小藪商店 代表 小藪普介 様
- ホテルシーガル 顧問 溝口孝光 様
- 阪南チーズ染晒協同組合 代表理事 甚野祐宏 様
- 笹嶋オイル株式会社 代表取締役 笹嶋誠敏 様
- 株式会社池田金属 代表取締役 池田聡之 様
- 周 易雨 様
- 李 建華 様

【寄付金】

- 泉佐野中央ライオンズクラブ

妊婦へのマスク配布について

マスク購入が困難な状況をふまえ、本市では当面の対策として、2月上旬から希望する妊婦のみなさんに配布していますが、購入困難な状況が継続されていることを鑑み、再度マスク配布を実施することとし、4月9日より本市に住民登録がある妊婦一人あたり20枚を郵送にて配布しています。

なお、本市へ里帰り出産予定の妊婦のみなさんにも配布しますので、申請方法は市のホームページをご確認ください。

また、妊娠届時のマスク配布も下記の2カ所です配布を継続しています。

- 市役所 1階 地域共生推進課(母子健康手帳発行窓口)
 - 基幹包括支援センターいずみさの(社会福祉センター〔中庄1102番地〕1階 社会福祉協議会内)
- 問合せ 健康推進課